

## あいち人権啓発プラザ利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、あいち人権啓発プラザ管理・運営要綱が定めるもののほか、あいち人権啓発プラザ（以下「プラザ」という。）の利用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 プラザは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 人権関連図書（以下「図書」という。）の閲覧、貸出し
- (2) 人権啓発ビデオ・DVD・フィルム（以下「DVD等」という。）の視聴、貸出し
- (3) 人権啓発パネル（以下「パネル」という。）の展示、貸出し
- (4) 人権関連資料の閲覧
- (5) その他人権啓発に関する展示

(図書の閲覧及びDVD等の視聴)

第3条 図書は、プラザ内において自由に閲覧することができる。DVD等を視聴しようとする者は、DVD等視聴申込書（様式第1）を提出し、指定された場所で視聴しなければならない。なお、DVD等の視聴は、一日一回3本までとし、以降の視聴については、再度視聴手続きを行うものとする。

(図書、DVD等及びパネルの貸出し)

第4条 図書、DVD等及びパネルについては、貸出しをすることができる。ただし、行政資料その他指定するものについては、貸出しをすることができない。

(貸出しを受けることができる者)

第5条 図書、DVD等及びパネルの貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 県内に在住若しくは居所を有し、又は通勤し、若しくは通学する者
- (2) 県内の市町村・企業・学校等
- (3) その他、人権推進課長（以下「課長」という。）が適当と認める者

(利用カードの交付等)

第6条 図書、DVD等の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ利用カード申込書（様式第2（その1）又は、（その2））を提出し、利用カード（様式第3）の交付を受けなければならない。

2 利用カードの有効期限は、その発行の翌日から起算して3年とする。

(証明書の提示)

第7条 利用カード申込書を提出する場合は、次のいずれかに掲げる証明書を提示しなければならない。

- (1) 身分証明書
- (2) 健康保険証

- (3) 運転免許証
- (4) 身体障害者手帳
- (5) 敬老手帳
- (6) 在留カード
- (7) 学生証
- (8) 生徒手帳
- (9) 市町村・企業・学校等で登録する場合は、所属が確認できる書類
- (10) その他前各号のいずれかに準ずるもの  
(図書貸出しの手続)

第8条 図書の貸出しを受けようとする者は、利用カード及び図書貸出し申込書（様式第4（その1））を提出しなければならない。

- 2 同時に貸出しを受けることができる図書等の数は、一人につき3冊以内とし、当該図書等の貸出期間は、貸出しを受けた日から起算して15日以内とする。

(DVD等の貸出しの手続)

第9条 DVD等の貸出しにあつては、利用カード及びDVD等貸出し申込書（様式第4（その2））を提出し、その貸出しを受けなければならない。

- 2 同時に貸出しを受けることができるDVD等の数は、一人につき3本以内とし、貸出期間は、貸出しを受けた日から起算して8日以内とする。

(DVD等の貸出しの予約)

第10条 DVD等の貸出しの予約を希望する者は利用カード及びDVD等予約申込書（様式第4（その3））を提出することとする。必要に応じて電話等により予約することができる。

- 2 同時に貸出しの予約をすることができるDVD等の数は、一人につき3本以内とする。

(パネルの貸出しの手続)

第11条 パネルの貸出しにあつては、人権啓発パネル貸出し申込書（様式第4（その4））を提出し、その貸出しを受けなければならない。

- 2 同時に貸出しを受けることができるパネルの数は、原則2種類までとし、期間は、1月以内とする。

(転貸の禁止)

第12条 貸出しを受けた図書、DVD等及びパネルは、他人に転貸してはならない。

- 2 前項に違反して転貸したことにより発生した損害は、当該利用カードの交付を受けた者の負担とする。

(氏名等の変更届)

第13条 利用カードの交付を受けた者は、その氏名、住所、勤務先、通学先又は電話番号を変更したときは、利用カード記載事項変更届（様式第5）によりその旨を届け出なければならない。

(利用カードの紛失届等)

第14条 利用カードの交付を受けた者は、当該利用カードを紛失したときは、利用カード紛失届(様式第6)により、その旨を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、当該利用カードは、その効力を失う。

3 第1項の規定により届出をした者には、利用カードを再交付する。

4 第1項の届出がなく、紛失した利用カードを使用されたことにより発生した損害は、当該利用カードの交付を受けた者の負担とする。

(利用カードの譲渡等の禁止)

第15条 利用カードの交付を受けた者は、当該利用カードを改ざんし、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

2 前項の規定に違反して利用カードを他人に譲渡し、又は貸与したことにより発生した損害は、当該利用カードの交付を受けた者の負担とする。

(返却を怠った者に対する処置)

第16条 返却期限までに図書、DVD等及びパネルを返却しなかった者に対して、督促状(様式第7)又は電話により督促するものとする。

2 前項の督促によっても返却されないときは、返却しない者に対して、損害賠償を求めることができる。

(損害賠償)

第17条 利用者は、図書、DVD等及びパネルを亡失し、又は毀損し、若しくは著しく汚損したときは、速やかに図書、DVD等及びパネル亡失・汚損届(様式第8)を提出し、同一の図書、DVD等及びパネル又はそれに相当する代価により損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由によると室長が判断した場合は、この限りでない。

(図書等の利用の停止)

第18条 図書、DVD等及びパネルを利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、図書、DVD等及びパネルの利用を停止することができる。

(1) この要領に違反したとき。

(2) 図書、DVD等及びパネルの返納を怠ったとき。

(3) 図書、DVD等及びパネルを亡失し、又は損傷したとき。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。